

雲南市都市計画の再編

1. 都市計画区域の指定

都市計画区域を指定することによって、健全かつ合理的な土地利用の実現や、計画的なまちづくりの推進が図られるなどの利点があります。

雲南市では現在都市計画区域が4箇所指定されておりますが、今回の再編により一つの都市計画区域に見直します。この見直しによって新たに都市計画区域として指定される地区があります。

	現行区域 (ha)	編入区域 (ha)	除外区域 (ha)	区域案 (ha)
大東都市計画区域	5, 188		2, 175	3, 013
加茂都市計画区域	200	1, 013		1, 213
木次都市計画区域	943	269		1, 212
三刀屋都市計画区域	681	11	111	581
雲南都市計画区域	7, 012	1, 293	2, 286	6, 019

次ページの図をご覧ください。

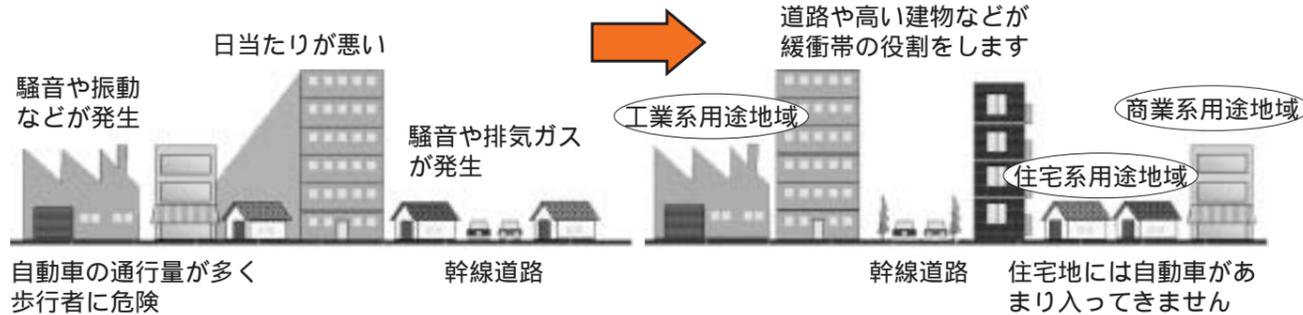
2. 用途地域見直し

用途地域の指定は、機能的な都市形成や快適な都市生活を実現していくために、土地利用の計画をたて、適正な規制によって開発行為や建築行為を計画的に誘導します。

建物用途の混在の防止や効率的な土地利用の推進によって、良好な市街地環境の維持が図られます。

雲南市では、大東地域と木次地域において用途地域が指定されています。加茂地域及び三刀屋地域では用途指定がされていませんが、合併に伴い一体的なまちの整備・開発及び保全が望まれることから、一定のルールに基づき各地域の用途を指定いたします。

《用途が混在していると》



雲南市は合併前のそれぞれのまちで都市計画が定められていましたが、合併したことで一つのまちとして一体的に整備・開発及び保全を行うことが望ましいことから、平成20年度を目途に都市計画を再編します。

都市計画では、建物、公共施設、そして水や緑などを調和させ、住みやすいまちをつくるために、土地のあり方や建物の建て方のルール、道路や公園などまちづくりに必要な多くのことがらを定めます。

今回の再編では主に次の3点について検討しています。

3. 都市計画道路の見直し

雲南市では4地区で都市計画道路が38路線計画決定されていますが、長期未着手道路について原因を整理し、廃止や変更等の見直しを行います。

《都市計画説明会の開催について》

雲南市では、都市計画再編に関する説明会を下記のとおり開催いたします。なお、会場は対象地区ごとに地区割りをさせていただきますが、都合で対象地区以外の会場に出席されてもかまいません。また、対象地区以外の方も積極的にご参加下さい。

説明会日程表 (各会場とも午後7時30分から開催いたします。)

町	対象地区	開催日	会場
大東	全域	10月16日(火)	大東地域交流センター
加茂	連坦地・中村下・星野・雲並団地・宇治北・宇治上・宇治東・神原東・神原西・松の前	10月9日(火)	総合保健福祉センター かもてらす
	立原・近松・南大西・北大西	10月15日(月)	
	南加茂東・南加茂西・飯の木・高見	10月22日(月)	
	中山団地・東谷北・東谷々・東谷南	10月25日(木)	
	才明寺・大崎・猪尾・岩倉	10月29日(月)	
木次	山方地区(浜谷・北側・上口・浜が丘)	10月10日(水)	斐伊公民館
	下熊谷地区	10月12日(金)	下熊谷サブセンター
	駅前地区	10月17日(水)	チェリヴァホール
	八日市地区	10月23日(火)	八日市サブセンター
三刀屋	三刀屋地区	10月11日(木)	三刀屋公民館
	一宮地区	10月18日(木)	一宮転作センター

都市計画に関するお問い合わせは

都市建築課 ☎0854-40-1064までお願いします。